

お客様各位

株式会社 北海道銀行

租税条約等実施特例法について

平素は北海道銀行をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

2015 年度税制改正（2017 年 1 月 1 日施行）により、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」が改正され、2017 年 1 月より、新たに国内の金融機関等で口座開設等を行う場合は、当該金融機関等へ居住地国（※ 1）名等を記載した届出書のご提出が必要となります。（※ 2）当該金融機関等は、2018 年以降、毎年 4 月 30 日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることになります。（※ 3）

なにとぞ、本法令の趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

（※ 1）居住地国とは、所得税・法人税に相当する税をお客様が納めるべき国を指します。

（※ 2）上場法人、国・地方公共団体その他の一定の法人以外の法人（特定法人）については、その法人の実質的支配者の居住地国等も届出書に記載する必要があります。詳しくは、国税庁リーフレット「～口座開設等を行う法人の方へ～金融機関等で法人の方が口座開設等をする際は、「特定法人」に該当するかどうかの確認が必要です！」をご確認ください。

（※ 3）日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等が保有する日本居住者の金融口座情報が提供されることになります。

1. 届出書の提出を要する場合の概要

2017 年 1 月 1 日以降、新たに日本の金融機関等に口座開設等をする場合	
新規に口座開設等をする場合、金融機関等へ氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（新規届出書）の提出が必要となります。	
※ 居住地国が外国の場合にあっては、当該居住地国における納税者番号の記載が必要になります。	
2016 年 12 月 31 日以前に既に日本の金融機関等に口座開設等をしている場合	
既に口座開設等をしている場合でも、確認のため、金融機関等から氏名・住所（名称・所在地）、居住地国（例えば、日本）等を記載した届出書（任意届出書）の提出を求められる場合があります。	
※ 居住地国が外国の場合にあっては、当該居住地国における納税者番号の記載が必要になります。	
居住地国等に異動が生じた場合	
居住地国等に異動が生じることとなった日から 3 ヶ月を経過する日までに、届出書が必要になります。	

2. 届出書の種類

届出書名	新規届出書	異動届出書
提出者	2017 年 1 月 1 日以降、金融機関で新規に口座開設等を行うお客様	新規届出書、任意届出書、異動届出書を提出後に、それらの届出書に記載した居住地国等に異動があったお客様
提出時期	口座開設等を行う時	居住地国等に異動が生じることとなった日から 3 ヶ月を経過するまで等
記載事項	・氏名、住所および生年月日または名称および本店もしくは主たる事務所の所在地 ・居住地国名および居住地国が外国である場合の当該居住地国の納税者番号 ・住所と居住地国が異なる場合の事情の詳細等	・異動後の居住地国等 ・以前提出した届出書に記載した居住地国等 ・左記の新規届出書の記載事項

詳しくは、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp/>）をご確認ください。